

GLOBE

グローブ 2013 夏

74



(公財) 世界人権問題研究センター

あじわい館ポイントカード誕生!!

ご来館で1ポイント。あじわい館主催の料理教室参加で2ポイント!
貯まったポイントに応じてうれしいプレゼント!!



京の食文化ミュージアム 食あじわい館

京の食文化ミュージアム・あじわい館は2013年4月1日にオープンを迎えました。
京都のさまざまな食文化を伝える各種展示とともに、プロに学ぶ料理教室・講演会を多数ご用意して
皆様のお越しをお待ちしております。

展示のご案内

京の食文化を、 みる! つくる! あじわう!

長い歴史の中で育まれてきた京都の食文化。
この食文化をずっと支え寄り添ってきた京都市中央卸売市場。
四季折々の歳時記や、二十四節氣に応じた行事食、世界に誇る京料理はもとより、
家庭で培われたおぼんざいまで、さまざまな角度からご紹介いたします。
みて、つくって、あじわって、ご体感ください!

京の食文化を通して
現代に大切なモノ・コト発見!

常設展 なるほど京都市中央卸売市場!

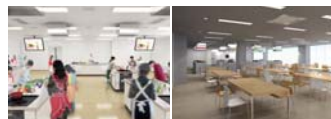
京都市中央卸売市場は2012年、開場85周年を迎えました。
起源は平安時代「東西市」までさかのぼります。歴史
からその仕組み、取り扱い食材などを一挙にご紹介。



おみやげに出来る 楽しみ

市場関連の道具や加工品、京
野菜のイラストをあしらった
各種グッズの展示販売。

「京の食文化ミュージアム・あじわい館」では、試食室を備えた
調理実習室の貸出を行っています。ぜひご利用ください!



調理実習室貸し出しのご案内

貸出区分及び使用料

- ◎基本調理備品完備 ◎モニター設備利用可能
- ◎京都市の規定に従った申請手続き、事前ご入金をいただきます。
- ◎ご使用予定日の3ヶ月前～1週間前まで、ご予約可能です。

※お申込みは、空き状況をお電話がホームページでご確認後、WEBもしくはFAXでお願いいたします。

貸出区分	使用料
午前 (午前9時～正午)	5,000円
午後 (午後1時～午後5時)	7,000円
夜間 (午後6時～午後9時)	8,000円



季節展 旬の彩り、季節の味わい

旬を迎える農水産物や、伝統的な節日の
食事、京都の四季に培われたおぼんざい
など。季節ごとに変わる展示で、食を通
じた旬の変化をご覧ください。

飲食・体験スペース 旬のいちおし食堂

市場を流通した新鮮果実のフレッシュジュ
ース試飲や、特製あじわい館弁当(要予約)も
お楽しみいただけます。



リニューアル!
特製あじわい館弁当 ¥850(税込)

市場流通の旬の食材
を使った、おぼんざい
などボリューム満点!
(2日前まで要予約、5つ以上)



企画展 もっと知る! 広がる京都の食文化

市場に流通する青果・水産物にまつわる道具
や、京都の伝統的な食文化として「京菓
子」(清酒)「京漬物」を一挙ご紹介! 日
本料理のユネスコ世界無形文化遺産
登録にあたって、京料理をはじめ
とした全国の郷土料理も!



料理教室・調理実習室のお申し込み、お弁当のご予約。その他、施設に関するお問い合わせは

京の食文化ミュージアム・あじわい館

TEL.075-321-8680 FAX.075-321-8690 www.kyo-ajiwaikan.com

E-MAIL: info@kyo-ajiwaikan.com

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町130番地 京都青果センター 3階
アクセス: JR丹波口駅より徒歩3分・京都リサーチパーク前バス停より徒歩2分

■開館時間/ 8:30～17:00 ■入館無料 ■休館日/ 水曜日(祝日を除く)、および年末年始(12月31日～1月4日)

※調理実習室は夜間利用も可能です。詳しくはお問い合わせください。



GLOBE

GLOBE No. 74 2013 summer 目次

	歴史随想	3・11と人権	上田 正昭	2
	外部寄稿	「京都府の人権啓発施策について」	西川 定彦	4
	国際人権・随想	アジア諸国と人権（その三四）	安藤 仁介	6
	研究第一部	銀行口座からお金が引き出せなくなつて…… —— 国連安保理の制裁と人権 ……	小畑 郁	8
	研究第二部	村の信心、家の信心、女の信心 ……	高橋 大樹	10
	研究第三部	四・二八の日に起きたもうひとつの出来事 ……	仲尾 宏	12
	研究第四部	企業の社会的責任（CSR）から人権を考える ～「誰の何の権利か」という視点の重要性～ ……	菅原 絵美	14
	研究第五部	「障害女性」の問題を可視化する ～あるシンポジウムから～ ……	松波めぐみ	16
事業案内	2013年度 人権大学講座 ……			20
〃	2013年度 講座・人権ゆかりの地をたずねて ……			22

〔連載〕 人権のゝ館、川崎市ふれあい館・多文化共生センター 仲尾 宏 18
 〈海外の人権紀行〉 中華民国（台湾）台北市 婦幼警察隊 谷口真由美 24

GLOBE（グローブ） ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

■表紙は「ホク ケア」

3・11と人権



研究センター理事長
京都大学名誉教授

上田 正昭

二〇一一年の三月十一日の午後二時四十六分、マグニチュードM9・0の大地震と大津波・加うるに福島第一原発の事故による放射能汚染、歴史上未曾有の東日本大震災となった。翌日、東京の日本記者クラブで講演する予定で、自宅でその準備をしていたが、すぐさまテレビでそのすさまじい悲惨な映像をみて、まささまに思い起したのは、一九四五年の三月九日・十日の米軍B29約百二十機による東京大空襲は今でもみぶるいする災禍であった。

当時学徒動員で、東京石川島造船所で働いていたが、造船所は集中爆撃され、多くの学友がその犠牲となった。幸いに生き残った私たちは、その焼死体を探し廻った。戦争のむごさを肌で実感したが、その惨状が震災の映像と重なった。約二二万戸が焼失、死者は約一二万人、罹災者は百余万人に及んだ。

そして京都大学三回生のおりに読んだ、東大物理学の教授で、夏目漱石とも交友のあった寺田寅彦先生の「日本人の自然観」という論文がよみがえってきた。寺田先生は一九三五年の十二月三十一日、五十七歳の若さで亡くなったが、「日本人の自然観」は、同年の十月、岩波講座「東洋思潮」12に発表された先生最後の論文であった。「現代の日本ではただ天恵の享楽にのみ夢中になって、天災の回避の方を全然忘れてるようにみえる」。「母なる土地」の「天恵」の「享楽のみに夢中になって、台風・地震・火山の爆発・津波など、「厳父」としての「刑罰」を忘れていくとの警告が脳裡に浮かんできた。

自然と対決し、自然を克服する努力によって構築され

てきた欧米の科学と、自然を師として学び、自然と調和し、いかに適応するか、「分析的な科学とは類型を異にした学問」が日本では発達したと説かれたその指摘を改めて実感した。私みずからは原発に内在する危険性を講演などのなかで言及していたが、残念ながら「安全神話」の風潮に圧倒されていた。

死者は一万五八八二人、行方不明者は二六六八人（本年三月十一日現在）、放射能汚染などからの避難民は約三二万五千人、罹災関連死も二三〇三人におよび、約三二万五〇〇〇人が今もなお仮り住いである。東北六県と茨城県では数万人の外国籍の人々が暮らし、精神的な傷を受けた人もかなりいる。

3・11以後の流行語のトップは「絆」となったが、前年の流行語のひとつは「無縁」であった。いまの日本の社会は全く相反するかのようである。「無縁」の社会と「絆」の社会は全く相反するが、3・11を契機に、人と人との「絆」の大切さが改めて認識されたことは、プラスであった。しかし義援金を送ったり、物資などを届けたことで「絆」

は完了したと錯覚している人が少なくない。「もの」の「絆」だけでなく、人権の意識にもとづく「絆」が肝要である。

3・11の翌月の雑誌に、有名な地震学者が三陸沖の大津波は「想定外」であったと述べておられるのに驚いた。昭和八年・明治二十九年ばかりではない。たとえば貞観十一年（八六七）の五月二十六日の三陸沖の大津波については、『日本三代実録』や『類聚国史』が詳細に書いている。過去に学んで現代に活かす姿勢の欠落を物語る。

本年は「世界人権宣言」を国連が第三回総会で採択しからの六十五周年である。その「宣言」の第一条には「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳及び権利について平等である」と明記している。安全保障といえは国防の面ばかりで論じられやすいが、「いのちの尊厳」の安全保障がもつとも肝要である。

一九六六年の十二月、第二回国連総会採択の「国際規約」をはじめとする人権に関する国際法の根本は「いのちの尊厳と権利の平等」とかわりをもつ。3・11をいのちの尊厳の「絆の日」として永久に忘れてはならない。

「京都府の人権啓発施策について」

京都府府民生活部

人権啓発推進室室長

西川 定彦

「すべての施策の原点に「人権尊重」」

京都府は、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることでできる社会の実現を目指しています。そして、東日本大震災で絆の大切さが見直されたように、人権を大切にするためにこそ、支え合う社会をつくることが重要であり、そのことが今の社会に一番求められているのではないかと考えています。府政運営の指針である「明日の京都」では、そうした考え方を、条例で基本理念として定め、長期ビジョン、中期計画等に一貫して反映させ、「府民安心の再構築」「地域共生の実現」「京都力の発揮」など「明日の京都」を実現するためのすべての施策の基本に据えています。絆があるからこそ、社会が成り立ち、人権を大切に作る気持ちも育まれていくのではないのでしょうか。

「人権啓発施策」

私たちの周りでは、子どものいじめや体罰、児童虐待、同和問題、障がいのある人や外国人に対する差別をはじめ、まだまだ多くの人権に関わる問題が発生しています。人権啓発は、そうした問題の実態や原因について正しく把握・理解し、解決に向けた展望をしっかりと持ち取り組む必要があります。京都府では、「新京都府人権教育・啓発推進計画」で基本的な指針を定め、学識経験者で構成された「京都府人権教育・啓発施策推進懇話会」で府民目線の意見をいただきながら、毎年度の実施方針、実施計画を決定し、実施状況の点検を行っています。この計画の下で、いじめ・非行対策、DV対策など個別の課題に対する取組とともに、企業や職場、地域社会等様々な場での人権研修や指導的役割を担う人材育成のための研修など、市町村をはじめ関係者の皆さんと連携し、多くの府民の方々に参加していただけるような取組を行っています。特に、教職員、医療関係者、保健福祉関係者、警察職員、公務員など人権に関係する職業に従事する方々への研修等は、重点的に行っています。

また、人権啓発は、一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、お互いを思いやることの大切さについて理解を深める取組です。一人ひとりの自主性を尊重し、内容や方法について幅広い理解と共感を得ながら実施していく必要があります。そうした視点から、京都府では、府民の皆様に分かり易く、親しみ易くするための工夫として、例えば、音楽と人権に関するトークを交えたラジオ番組の提供（注1）、

人権に関わる身近な話題を取り上げた新聞での記事や意見広告の掲載（「人権口コミ情報」等）、NPOなど人権問題に関わる様々な団体と連携したイベントの開催（「京都ヒューマンフェスタ」注2）、「学生の街京都」ならではの大学・学生と協働した取組（啓発グッズの開発、啓発資料の作成、人権啓発イメージソングの普及等）、小中高校生による人権擁護啓発ポスターコンクールなどを行っています。また、「憲法週間」（5月1日～7日）、「人権強調月間」（京都府で独自に定めたもの：8月）、「人権週間」（12月4日～10日）の3つの期間には、京都府全域で、集中的・重点的に街頭啓発などの取組も実施しています。こうした事業は、京都府内の行政機関はもとより、商工や農業、福祉関係団体など幅広い分野の団体で構成する「京都人権啓発推進会議」により、オール京都で取り組んでいます。

～人権啓発イメージソング～

今年、国連で世界人権宣言が採択されて六五周年の節目の年に当たります。京都府では、この機会に、人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」（注3）を作りました。この歌を通して、人と人との絆や相手を思いやる心の大切さが、少しでも多くの人に伝わってほしいと思っています。一度HPで試聴してみてください。

悲しいニュースを聴くたびに／どうしてなのかと考える／何かが出来るわけじゃないけど心は動いてる／空に星がきれいだね／風に花が揺れているね／世界がひとつの家族のように／もしもなれたら素敵だね／今この時を生きている／同

じ名前の星の上（作曲：千住明氏 作詞：鮎川めぐみ氏 JASRAC許諾第J130519368号）

～おわりに～

平成23年に京都府が実施した府民調査では、過去5年間に人権研修や人権啓発イベントに参加したことのある回答者の割合が15%と低い状況でしたが、参加経験者の約80%の人が人権や人権問題への理解が深まったとしています。また、人権問題の解決に取り組んでいる人との出会いによっても意識の向上が図られていることが分かりました。そうした点を踏まえ、これからも、様々な分野で人権問題の解決に向け取り組むNPO等関係者の方々と連携するとともに、少しでも多くの府民の皆様に関心を持って参加していただけるような啓発事業の取組を行っていきたく考えています。

注1 a-Station Stardust Parade「Voice To You」（毎週木曜日

22:05～22:15）同 SUNNYSIDE BALCONY Special Program「世界がひとつの家族のように」（毎月最終木曜日 15:00～15:55）

注2 「京都ヒューマンフェスタ2013」は、京都府、京都人権啓発活動ネットワーク協議会との共催で11月3日に京都市勧業館「みやこめっせ」（京都市左京区）で開催（人権フォーラム「世界人権宣言はいま（仮）」（協力：公益財団法人世界人権問題研究センター）、講演会、NPO法人活動発表等を予定）

注3 公式HP <http://www.jinendo.co.jp/sekaiyahitotsunokazoku/>

アジア諸国と人権（その三四）



研究センター所長
京大名誉教授

安藤 仁介

モンゴルでは一九九〇年、世界的な社会主義の崩壊を受けた知識人の民主化要求のまえに、それまで政権を独占してきた人民革命党が一党独裁を放棄して複数政党制を認めました。また一九九二年には、新憲法の下で国名を「モンゴル人民共和国」から「モンゴル国」に改め社会主義を放棄、マルクス主義と決別して、最初の国会（国民大会議）総選挙を実施しました。この選挙では人民革命党が圧勝しましたが、翌九三年の大統領選挙では、逆に連立野党の推す候補者が圧勝し、モンゴル史上はじめて非共産主義政権が誕生したのです。しかし連立野党の政府があまりにも急進的な経済改革を進めたため、インフレなどによる社会混乱をもたらし、九七年の大統領選挙では穏健改革を主張する人民革命党の候補者

が勝利し、同党は二〇〇〇年の国民大会議選挙でも議席の九割あまりを獲得して、政権を奪還しました。この間、一九九三年にはロシアと、翌九四年には中国と、それぞれ友好協力条約に調印し、二〇〇五年には、後者との国境を画定しています。

先に見たとおり、モンゴルは自由権規約に基づく国家報告書の審査をこれまでに五回受けています。このうち最初の二回は、自国が「封建社会から資本主義社会を経ることなく社会主義社会へ移行した」という独自性の強調に終始し、実質的な内容に乏しいものでした。三回目の一九九二年の審査には、私も自由権規約委員会委員の一人として参加しましたが、この年モンゴルは同規約の選択議定書を批准し、個人通報を受け付ける道を開きました。これ以後の報告書は英語で書かれ、政府代表も英語で対応するようになり、二〇〇〇年の審査ではNGOに関する国内法を一九九七年に制定し、弁護士会が設立されたことと並んで、報道自由化法が制定されたことを報告しています。また二〇一一年の審査では、バリ原則に従った国内人権委員会に関する法を四年前に採択した、と報告しています。これらはいずれも先の審査における自由権規約委員会の勧告に応えようとした努力の表れであることは委員会も認めましたが、モンゴルの人権状況に多くの課題があることも指摘し

ています。

その中で特に注目されるのは、旧ソ連型の諸国と同様に、行政府の権限が強大なため、立法府が政府の政策実現に協力的な態度をとりがちなこと、それもあって司法府の独立性ひいては法曹界の力がきわめて弱いことです。この種の権威主義的な体制の下では、国民が政府を批判することは難しく、民主主義が有効に機能するのは容易なことではありません。また刑事事件にかかわる被疑者や被告人の権利も無視されかねません。たとえば二〇〇八年の国民大会議総選挙で与党の人民革命党が早々と勝利宣言をしたのに対し、野党民主党は開票に不正があったと抗議してその支持者などが人民革命党本部を占拠し暴動状態になりました。そのため、非常事態が宣言され治安部隊が動員されて催涙ガスやゴム弾で鎮圧を図りましたが、五名の死者と三二〇名を超える負傷者が出ました。これに関連して自由権規約委員会は治安部隊の行き過ぎに関する調査、それに基づく処罰が適正になされたか、非常事態の中で国内人権委員会が効果的に活動したか、について疑問を提起しています。

女性の権利も大きな問題です。一般に、女性の法律的・社会的な地位は男性に比べて低く、家庭生活や企業活動で不利な立場を強いられています。DVの規制・取り締まり、犠牲者の保護も不十分なままで、妊産婦の死亡率

も高止まりしています。また、人身売買にも有効な対策が取られておらず、被害者や犠牲者が必要な保護を受け自らの権利を守りしかるべき補償を得ることはきわめて困難です。そして、かれらや障害者などの社会的弱者に対する法的扶助やそれに従事する人材の養成が遅れています。さらに、種々の原因による無国籍の年少者が少なくなく、政府はモンゴル市民権付与などの対策を講じていますが、建前通りに機能していないのが現実です。なおモンゴルには、カザフ系などの少数民族がいくらか居住していますが、自由権規約が求めるような保護は与えられていません。

もっとも、日本を含めて自由権規約の実施について、問題のない国はほとんどありません。考えてみれば、日本はソ連によって、モンゴルは中華民国（一九七一年まで中国代表権を保持）によって、それぞれ妨害され、国際連合加盟が認められたのともに一九五六年のことです。また、日本の国技である大相撲の最近の横綱は、三名いづれもモンゴル出身者です。そうして、日本の技術を生かすのに必要なレアアースの輸入先としても、モンゴルは日本にとって重要な国家です。そのモンゴルが民主主義国家として発展し、国民が人権を享有できるようにすることは、日本と日本人にとっても重大な関心事であるべきでしょう。

銀行口座からお金が引き出せなくなつて……

——国連安保理の制裁と人権



研究センター研究員
名古屋大学大学院法学研究科教授

小畑 郁

あなたの銀行口座が、ある日突然「凍結」されて利用できなくなり、お金が引き出せなくなったらどうしますか。

銀行に問い合わせたりいろいろ調べてみると、それは、あなたがその活動に積極的に参加しているNGOが、アルカイダを援助しているという疑惑に基づくものであることが分かりました。あなたは当然、自分やこのNGOがテロリズムには反対してきていることを示して、この銀行に「凍結」を命じている政府と話しますが、政府は、この措置は、国を法的に拘束する国連安保理決議に基づくもので、あなたの名前が

リストにある限りは、国としてはそれを解除することはできない、と言います。そのうちに、手元のお金もなくなり、日々の生活にも支障がでるようになってしまいました。

ベルギーに住むサヤデイとヴィンクの夫婦は、このような不服（多少脚色しています）を訴えて、国際人権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）の実施機関である自由権規約委員会（Human Rights Committee、「規約人権委員会」とも訳します）に訴えました。自由権規約委員会は二〇〇八年に規約違反の見解を採択し、曲折ののち翌年には、彼らは制裁対象のリストからはずされました。二〇〇三年から実に六年半にわたる「制裁」にもかかわらず、彼らが補償を得たという情報はまだありません。

このような事態はどうして生じたのでしょうか。国連安保理は、国連憲章に従って「平和と安全の維持・回復」のために必要な非軍事的「制裁」を課すことができます（三九条・四一条）。従来は、こうした措置は、特定の国の領域との禁輸措置といった形態をとることが一般的でした。しかし、一九九〇年代の終わり頃から、個人や法人を特定して移動禁止措置

や資産凍結措置をとることを決定する安保理決議が現れるようになり、今では、こうした「狙い撃ち制裁」がむしろ一般的になっていきます。安保理決議それ自体に対象者の名前を書き込むこともありませんが、多くは、すべての安保理事国で構成される制裁委員会に対象者のリストアップを委任しています。この場合、一旦リストに登録されると、この委員会の構成国のうち一か国でも異議を唱えらるリストからの削除はありません。

国全体を巻き込むのではなく「責任のある」個人を名指しする、この形の制裁の方が「人道的」と考えていた私たち法律家が反省しなければならぬのは、極めて重大な不利益を課す行政処分（あるいは刑事処分といってもよいかもしれません）について、それが本当に公正に進められているかをチェックする制度が全くといって良いほど存在しないことです。この状況のなかで、実際にはとくに二〇〇一年の九・一一事件ののち、多くの名前がリストに登録されました。その過程では、アメリカがアルカイダ関係者であると言う人物についてはほとんど議論がなされなかったと言われています。この枠組みの下で多く

の人々が、自分はアルカイダの支持者ではないと訴えています。

この例は、国際人権法の歴史の中で全く新しい問題を提起しています。従来それは各国の公権力の（不）行使を適用対象としていました。しかし、国際人権法はむしろ国際社会の「公権力行使」についてこそ適用されなければならないのではないのでしょうか。しかし、たとえば国際人権規約は「国」だけが参加することができ、この文書を作成した国連は、形式論からいえば、その拘束を受けていないのです。当然、国連や他の国際機関も国際人権法に拘束されるべきで、そのための手続きも必要でしょう。

さらに興味深い問題もあります。国内法の論理からすれば、安保理決議を実施している国の憲法上の人権は、こうした事例に当然適用できます。しかし、一国が設けている極めて特殊な規制を適用すれば、この特殊な規制で国際的な公益を実現する仕組みが機能麻痺するという不合理な結果が生じます。

結局、人権問題をまますます、またさらに別の意味でも国際的な文脈で考えなければならぬ時代が到来しているということでしょう。

村の信心、家の信心、女の信心



研究センター研究員
大津市歴史博物館学芸員

高橋 大樹

私はかれこれ八年ほど、滋賀県高島市マキノ町にある知内という集落で古文書や民俗の調査を続けています。その中で「おやつ」と思う古文書に出会うことも少なくありません。

惣而夫婦両宗多ク、他所或同村より嫁取有之候而茂、其家母方之宗門を継候、村例ニ御座候、

(惣じて夫婦両宗の者が多く、他所あるいは同じ村から嫁を取ることがあっても、その家では母方の宗門を継ぎます。これは村例です。)

ここに示した一文は、享保二十一年(一七三六)に寺院住持と旦那惣代が連署で代官へ提出した書付の一部で、知内にある三つの寺院(真言宗・禅宗・真宗)

のうち、真宗寺院に伝来した古文書です。

「夫婦両宗」とは、一家の中で葬式や忌日供養を頼む寺院が、夫婦それぞれ別である状態を指します。これは主に民俗学・社会学の分野で「半檀家」「複檀家」と呼ばれてきたもので、地域によっては、「ハンダンナ」あるいは「カタダンナ」とも言われています。要するに、一つの家で二つ以上の寺院と寺檀関係がある状態のことです。嫁入りに際して妻が実家の寺檀関係を持ちこんだり、地域内で男女別であったり、その形態は様々です。

さて、この古文書の全体的内容を見てみると、隣村から仁右衛門家の長男市郎兵衛に嫁いできた妻せきが、夫と同宗(真言宗)になりたいと訴えたことが書かれています。ところが、住持や旦那惣代は、これまで知内村の「男子之分ハ安養寺(真言宗)旦那」であり、また「婦人之分ハ老若共ニ拙寺(浄土真宗)旦那」ということで、毎年作成する宗門改帳にも分けて記載してあるし、なによりも他の「片門徒旦那」が一家一寺を見習うようになれば、寺務が継続しがたいと反論します。この後、知内村庄屋・年寄と仁右衛門は領主郡山藩(柳沢家)の大江役所に呼び出されて詮議を受け、庄屋から仁右衛門への説得もあり、これまで通りの「村例」に従って、半檀家が継続されることになり

ました。

しかし決着したかにもえたこの争論は、ここで終わったわけではありませんでした。妻せきの訴えは、なんと二十九年後の宝暦年間に再燃します。その顛末を紹介しましょう。この時、親の仁右衛門は亡くなり、夫の市郎兵衛が妻せきに代わって次のように代官に訴えます。

私の妻せきは、二十九年前に嫁入りし、親元の希望もあって真言宗檀那になるはずでした。ところが、知内村では代々夫は真言宗、女は浄土真宗の檀那になることになっていました。同宗にしてほしいという当時の訴えは、これまでどおりと役所・村側・親仁右衛門で内済され、決着しました。ところが、妻せきは二十九年間、「本願寺を嫌って一向に帰依しない」状況を続けました。親の仁右衛門死後、夫に対して「本願寺宗死後取置候義」は請け難い、また離縁したいが大勢の子供を見放せない。どうか「人間寺人御救」のために同宗にしてほしいと昼夜訴え続けたといえます。つまり、およそ三十年間にわたって妻せきは自身の念願を訴え続けたのです。

妻せきがいう「本願寺宗死後取置」とは、おそらく葬法等の真宗習俗を指し、それまでの隣村や実家で馴染んできた忌日仏事や葬法（知内周辺は両墓制）と異

なることへの忌避だったともいえます。

この宝暦争論の結果がどうなったのか、それを知る手がかりは残念ながら見つかっていません。けれども、知内では明治維新をむかえるまで、村内で男女別の半檀家が継続されてきましたので、おそらく、この時も妻せきの念願は果たされなかったと思います。

ではこれら二度の争論から何がみえてくるでしょうか。この一件から、いわば江戸時代の村・家、そして女性それぞれ三者の信心をめぐるあり様を読み取ることができます。享保争論では、村（庄屋）や家長（仁右衛門）、そして寺院から、これまでの習慣どおりとされ、新たに嫁入りした妻せきの信心は、所属する共同体に従わざるを得なかったものといえます。しかし、夫が家長なったとき、妻せきが二十九年間も持ち続けていた「個人の信心」は、「村・家の信心」と対峙することになったのです。

この時間差・状況差の変化を古文書から読み取ることによって、単に江戸時代の女性の地位や信心が抑圧されていたとは言えないでしょう。また、村あるいは家、そして個人それぞれとの軋轢に「信心」あるいは宗教・習俗があったことも明らかです。「信心」「信仰」をキーワードに、日常生活史を古文書から読み解いていくこと、それが私のライフワークです。

四二八の日に起きた もうひとつの出来事



研究第三部部长

仲尾 宏

二〇一三年四月二八日、安倍内閣の政府行事として「主権回復」の式典が東京で執り行われた。天皇夫妻の臨席も導入され、式典の直後、参加者から「天皇陛下万歳」の三唱の声があがった、という。政府のいう「主権回復」とはいうまでもなく、七年間の連合軍の占領がサンフランシスコ講和条約の発効で終結したことを指す。それはそれで日本と東アジア、ひいては国際関係におけるひとつの節目であった。たしかに、外国軍隊の駐留、占領軍司令部命令の絶対化、などは異常な歴史のひとつまでであった。しかし、その異常さのなかで、旧日本軍の

解体や財閥解体、ごく一時的とはいえ、戦争協力者の公職追放、教育や社会における、さまざまな「民主化」の促進もはかられたことも事実である。ところが安倍首相の前後の言説からはそのような事実も、好ましくない、と言うような思いが見え隠れする。まして日本国憲法の制定などは、彼の脳裡では「あつてはならない」出来事と受け止められているのではなからうか。

それにもまして、この日を期して、日本からの施政権から切り離され、米軍の軍政下で暴力的に土地を米軍基地のためにとりあげられ、抗議の声もあがるすべもなくした沖縄の人びとが、この日を「屈辱の日」として長く記憶に留めていることを忘れてはならない。

マスコミの報道によると沖縄では全県で大抗議集会が開かれた。また日本国内でも東京、大阪をはじめ、各地で前後して政府行事に対してさまざまな反対の意思を表明する集会が開かれた。その当日の京都の集会では、京都在住の沖縄県人会の事務局長が、沖縄が受けてきた長年のしいたげられた地位と生活、そして今も続く膨大な米軍基地のもたらしている被害について

言及された。私はその集会で、もうひとつの四・二八にかんする主題をとりあげた。それはこの日を期して、植民地下で「大日本帝国臣民」とされた、朝鮮半島・台湾の出身者が一律に日本国籍を剥奪されたこと、その結果として、居住、社会保障、戦後補償からの排除、地方参政権、自主的な民族教育の否定、そしてその後、一九九一年まで不安定な在留資格のまま置かれたこと、などの問題である。たとえば年金問題では、沖縄・小笠原の住民に対しては一九七〇年代に入って未加入期間を算定期間に計上した。だが旧植民地出身者に対してはそのような救済措置がとられず国民年金法の国籍条項が撤廃された後も、全面的な救済措置がなく無年金状態のままの人もいる。

しかもこの日本国籍の剥奪は旧法務府民事局長通達で施行された。すなわち、法律行為によらず、また本人の意思を聞く機会も与えず、行政命令として執行された。戦争によって国境が変動したり、旧宗主国に在住している旧植民地出身者をもつ欧州諸国では、少なくとも本人の意思を尋ねる機会があった。そのため、

日本のような、いわば日本社会で生きていくことを否定するかのような措置はとられていない。無年金者とされた人々はのちに当事者が原告となり、訴訟を提起したが、最高裁では「それは立法院の問題」として訴えを退けた。だが、その立法院では未だにこの人たちの救済をはかろうとする法案が成立していない。このような同じ日本社会の住民である旧植民地出身者の権利がいまだに制限されたままであることを多くの日本人は知らない、また関心が薄い。あのアジア太平洋戦争がもたらした惨禍はアジアの二千万の人々の命、三〇〇万の日本の若者の命を奪った。そればかりではなく、近隣の国や地域に対する植民地支配という非道な侵略行為が明確に存在した。そしてその傷はいまだに癒えていない。また癒そうとする姿勢が今の日本政府には極めて乏しい。「侵略」という言葉の定義の議論ではなく、私たちはこのような戦前から戦後を通じた日本の歴史の過去と現在をあらためて直視することが大切ではないだろうか。それが「未来思考」を切り開く唯一の道であると思える。

企業の社会的責任(CSR)から人権を考える
「誰の何の権利か」という視点の重要性」



研究センター嘱託研究員
大阪大学大学院特任研究員

菅原 絵美

企業の社会的責任(CSR)とは、企業がその経営や事業のなかで経済的責任とともに負う、環境や社会に及ぼす影響に対する責任をいいます。「CSR元年」と呼ばれた二〇〇三年から10年が経ち、一過性のブームではなく、日常的な企業経営に定着しつつあります。国際標準化機関(ISO)による社会的責任に関する国際規格「ISO26000」の発行も日本企業の後押しとなっています。ビジネス上の必要に迫られてISO14001やISO9001を取得してきた経験から、「ISOの名前を出すと社内でCSRの取組み強化に納得を得やすくなった」という話も聞きます。一方で、一九七〇年代の公害問題を契機に環境問題に取り組んできた日本企業にとって、CSRの社会性の側面

については戸惑いも多いようで、「CSRで『人権』と聞いたときに何をどう取り組んでいいのかわからない」という声をよく聞きます。

◆突然ですが、「人権」といえば何をイメージしますか？

皆さんの場合はどんなイメージが頭に浮かんでくるでしょうか。「人権と差別、人権と労働の違いは何ですか」という質問もよく受けますが、これを反映するように①部落差別、人種差別、障がい者差別など差別の問題、②ハラスメント、過労死、メンタルヘルスなど労働現場の問題、加えて③貧困、戦争、災害など社会問題、④世界人権宣言や憲法といった法や条約の名称など、これまでいただいた回答はさまざまです。

◆ところで、これら「人権」のイメージで、実際に問題となっているのは「誰の」「何の権利」ですか？

人権という単語から私たちが抱くイメージは抽象的な場合が多く、一方英語の Human Rights は、複数形のSが付く可算名詞であり、実際に数えることができる具体的なイメージです。例えば、世界人権宣言には、生命への権利、身体の安全への権利、相当な生活水準への権利、労働への権利、教育への権利などの具体的な28の権利と自由が規定されています。これら権利の

なかでも福島での原子力発電所事故では、健康への権利が問題となっております。事故発生直後に放射性物質拡散の情報が開示されず、住民への健康診断も十分に行われてきていません。このように人権とは、人間が生まれながらにして有する具体的な権利の総称になります。

「何の権利か」とともに、「誰の権利か」も重要です。東日本大震災で亡くなられた方の約66%が60歳以上の高齢者であり、障がい者の方の死亡率は健常者と比べ約2倍となりました。また、岩手、宮城、福島の3県では、震災前に男女ほぼ同数だった失業者当受給者数が、二〇一二年一月には女性は男性の約1.4倍に達しました。このように人権への被害は社会的弱者に集中します。ゆえに、「誰の権利か」を考えることは、被害を事前に防ぎ、事後に救済するために必要になってきます。

◆CSRから人権を考えると？

「誰の何の権利か」という問題は、CSRから考えると、労働者、消費者、地域住民、投資家、取引先の労働者など、企業活動と関わる人々の諸権利となります。再び、健康への権利を考えてみましょう。メンタルヘルスや長時間労働者の健康管理といった課題は労働者の健康への権利に、また公害や廃棄物による健康被害、

薬草など遺伝子資源の企業による独占は地域住民の健康への権利に関わります。消費者の健康への権利としては、食品や製品使用の安全性などの課題があります。そして自社のQCD（品質・コスト・納期）の要求に対して取引先で十分に安全や労働時間、健康の管理を保てるかは、取引先の労働者の健康への権利を尊重しているか、という観点になります。

これまで、人権といえば差別の禁止、公正採用、ハラスメントの禁止、メンタルヘルス、人権研修など、自社の社員、もしくはこれから社員になる者に対する取組みが中心だったのではないのでしょうか。これらはもちろん重要な取組みですが、加えて、お客さま相談窓口など消費者への取組み、社会貢献や環境対策など地域住民への取組み、CSR調達や紛争鉱物対策といった取引先との取組みも、自社の人権課題に含まれます。このような具体的な課題を見ると、社員と接する人事や人権啓発はもちろん、調達、販売、営業、広報、そして経営企画など、さまざまな部門が人権課題と関わっていることがわかります。

CSRから人権を考える際には、人権を抽象的なイメージのままにしておくのではなく、「誰の何の権利なのか」という視点から具体的に考えていくことが、疑問解決の鍵になるのではないのでしょうか。

「障害女性」の問題を可視化する あるシンポジウムから

研究センター専任研究員

松波 めぐみ

隠されてきた複合差別

障害をもつ女性（以下「障害女性」という言葉から何を思い浮かべるだろうか。彼女らは、女性差別・障害者差別のどちらの枠からも捉えきれない、まさに「複合差別」といえる状況におかれてきた。

DPI女性障害者ネットワークが二〇一二年に出した障害女性実態調査報告書によると、障害女性の半数以上がなんらかの性被害を体験していた。日常的にケアを受けている家族等からの性的虐待。施設における異性介護。やっと就職できた職場でのセクハラ。外出時の、障害につけこんだ性暴力。助けを呼べなかった

り（被害を）信じてもらえなかったりした経験……。表に出たのは氷山の一角に過ぎない。

報告書も示すとおり、障害女性は障害男性と比べても就労が困難で、自立が難しい。しかも「女性なのにケア役割を担えない、家族をもつべきでない」と見なされる。そして性被害については、障害のない女性以上のリスクに晒されるという深刻な実態がわかった。

二〇〇六年に国連で採択された障害者権利条約では「第6条（障害女性）」という独立した条項が設けられ、条約批准を見据えた日本の障害者制度改革でも「差別禁止部会」において障害女性への複合差別が議論されてきた。本稿では、この問題に正面から取り組んだ、京都でのシンポジウムの様子を報告したい。

シンポ「障害で私を隠さないで」

「障害で私を隠さないで。私は人間、私は女」——こんなタイトルを冠したシンポジウム（有志による実行委員会が主催、筆者も関わった）が二〇一三年三月一六日、京都テルサで開催された。副題は「障害者差別禁止法・条例と障害女性」であり、国会審議を前にしていた法律（その後6月に「障害者差別解消促進法」として国会で可決、成立）や、京都府で作られつつあ

る「障害のある人もない人も安心して共に生き生きと暮らせる京都づくり条例」（仮称）について知ってもらった。だが、実行委員である障害女性から声があがり、複合差別の問題にも取り組むことを決めた。隠されてきた問題だからこそ、まず可視化しようと話し合った。準備する過程で、これまで声に出せなかった辛い体験を語る障害女性も出てきた。「私を隠さないで」「私は人間、私は女」というタイトルは、そんな中で決まったものである。

シンポ当日は予想を超える120人が参加。基調講演では、国の差別禁止部会の委員として障害女性問題に取り組んできた加納恵子さん（関西大学）が、差別禁止法の目的や意義を解説した後、障害女性が抱える複合的な問題と背景、解決の方向性をお話くださった。

午後のパネルディスカッションでは、視覚障害をもつ藤原久美子さんの話に会場は息をのんだ。障害をもった途端に周囲の扱いが変わったこと、妊娠した際に周囲から大反対に遭い苦しんだこと、出産後も「障害女性の子育て」が想定されていない制度の壁に悩まされたことをユーモアたっぷりに話された。

次いで長らく優生思想の問題に取り組んできた米津知子さんは、いま話題の「新型出生前診断」にも触れ、

障害のない女性もまた「健康な子を産まなくては」という抑圧を受け、子育ての責任を押しつけられていると語り、障害の有無を超えて女性たちが対話し、両方の差別を乗り越えていくことを呼びかけられた。

最後に京都の香田晴子さんが、言語障害をもつ重度の脳性まひ者として、大人の「女性」扱いをされてこなかった経験を語り、障害者運動の中でさえ感じる重度障害者の排除、障害女性をとりまく社会の固定観念について、率直に、鋭く問題提起された。

聴衆は障害女性たちがおかれている状況に思いを巡らせるとともに、その困難をつくりだしている社会のあり方について考える機会となったと思う。

最後に、タイトルの意味を改めて考えてみたい。とりわけ重い障害のある人は、声をきちんと聞いてもらえず、人格を無視されることが頻繁にある。「私は人間！」とまず叫ばなければならないのだが、やっと「人間」扱いされたとしても、それは「性をもたない子ども」扱いでしかないことがある。過酷な生を生き抜いてきた女性たちが「隠さずに」自分の声を発したことで、このシンポは実現した。障害女性の声にどう向き合うのか。一人ひとりに向けられた問いとして受け止めていただけたら幸いである。

川崎市ふれあい館・多文化共生センター



J R 川崎駅からバスだと約15分、京浜工業地帯の工場群のすぐ近くにこの二つの施設がある。いや二つというより、あとでのべるようにこの地域では地域の子どもの保育と教

この地域の福祉や子どもたちの教育・保育活動にとりくんだ歴史がこのような地域に根ざした活動が展開される母体となつてゆく。また指紋押捺の拒否運動をはじめ、さまざまな民族差別とあらがう運動も展開されてきた。そのような状況の中から、やがて川崎市の行政が伊藤三郎市長のもとで、この地域の市民の生活・就労・福祉の状態を注目して積極的な改善策にのりだした。それが大きな一歩となつて「ふれあい館」の誕生に結びつく。一九八八年にこの地域のセンターとしての同館が市の手によつて建設され、李仁夏さんが理事長である社会福祉法人青丘社がその運営を引き受けた。のち、指定管理者制度が導入された後も青丘社が受託者として今日に至っている。

育、障がい者の自立支援事業、高齢者や外国籍高齢者の識字事業・居宅支援や訪問介護事業がネットワークを作つて展開されている。この地域は戦前、朝鮮半島から生活のために渡日を余儀なくされた人、強制的に日本での労働を強要された人などが集住する地域であった。この地域を一般に桜本地区とよぶ。戦後の日本社会で暮らすこれらの在日韓国・朝鮮人たちは日本人からの冷たい民族差別の視線や行政の「ほつたらかし政策」の中で苦難の生活をながく余儀なくされてきた。その中で「自分を愛すると同様に他人を愛せよ」という聖書の言葉を実践しようとしてきた李仁夏牧師を中心として人びとの、



今年でふれあい館は開館いらい、25年目をむかえるが、この間にこの地域も変貌をとげた。世代交代などによる在日韓国・朝鮮人の相対的減少とブラジル、フィリピン、ペルーなどからやって来た人びとがどんどん増加した。文字通りの多文化のまちとなつたのである。また日本社会の変貌のなかで日本人を含む社会的マイノリティーの人



びとに対する社会福祉事業の必要性、子どもに地域社会がどうかかわっていくのか、などの課題も次々に提起されてくる。だがそのような状況を先取りするかのようこのふれあい館の活動は多様化、多角化してきた。いや、そのような取り組みを要請する課題がこの地域に存在していたのである。三浦知人現館長も「地域になくはならぬ存在」がこの館の使命であるとべられた。その多様な多角的な活動のあらましは次のようである。認定保育園「桜本保育園」の運営、「桜本こども文化センター」での放課後施設「わくわくプラザ」、近隣小学校訪問交流事業、高齢者交流・相談事業「トラジの会」、高校入学生志望者のための「学習サポート教室」、居宅支援・訪問介護、デイサービスなどの「ほっとらいん」、障がい者ケアホーム「虹のホーム」と障がい者の就労支援のための「ホットカフェ」 「弁当工房・パン工房」などの施設、そしてそれらをまとめていく「多文化共生センターかわさき」などの施設である。

これらのさまざまな施設があまり広くない桜本町地域一帯にそれぞれ建物をもってひろがっている。そしてときには桜本商店街でさまざまな民族文化を披露するお祭りも催される。民族・

国籍・文化のちがいの多様性を生かし、それらの人びとのひとりひとりの状況に応じてその課題を発見し、事業に結びつけていく活動がこのような「地域人権社会」をつくりだしている、といえよう。近年は行政側の財政事情の変化もあり、これからの運営や事業展開は楽観をゆるさないが、このふれあい館・多文化共生センターは子どもから高齢者までさまざまな世代の人びとの「居場所」を提供しつつ、近隣地域にもその輪をひろげている有機的組織体である。

なお、ひとことつけくわえておきたいのはこの施設の常勤・非常勤職員に少なからぬ民族的マイノリティーの人びとや識字クラスなどの卒業生が就職していることである。ひとりひとりの未来を考えながらの運営であることも実感させられる。

総合支援 川崎市ふれあい館 桜本こども文化センター
運営 社会福祉法人 青丘社

開館時間 午前9時30分～午後9時（日・祝は午後6時まで）
休館日 年末年始（施設の団体利用可）

交通 川崎駅東口から臨港バス（大師行き、三井埠頭行き、四つ角下車、徒歩5分）

電話 044-276-4800（代）

f a x 044-287-2045

（研究第三部長 仲尾 宏）

2013年度 人権大学講座

人権大学講座は、国連の「世界人権宣言」50周年を機に1998年に開設をしたもので今年度で16年目を迎えます。時の話題や社会の関心事などにも視点を向け、多彩なテーマで人権問題を考えていただけるよう講座を編成しています。

	月日曜	種別	時間	講座名	講師
5	8月30日 (金)	講義	13:30～15:00	人権意識調査からみる部落問題	伊藤 悦子
		講義	15:15～16:45	改正入管法	村上 正直
6	9月13日 (金)	講義	13:30～15:00	新島八重の闘い —社会福祉・人権・部落問題—	田中 和男
		講義	15:15～16:45	子どものいじめ問題 —戦後思想史をてがかりに—	桜井智恵子
7	9月20日 (金)	ワーク ショップ	13:30～16:45	人やまちが元気になるファシリテーター入門講座 —人権の視点から— (仮)	ちょんせいこ
8	10月4日 (金)	講義	13:30～15:00	『週刊朝日』連載「ハシタ」打ち切りをふりかえる —部落の地名、差別、そしてカミングアウトについて—	廣岡 浄進
		講義	15:15～16:45	朝鮮学校差別の前後左右 —高校無償化排除と補助金カット—	田中 宏
9	10月9日 (水)	フィールド ワーク	13:30～17:00	黎明期の信仰の自由と朝鮮人キリスト者 —新島襄旧邸・李樹廷の詩文・同志社—	仲尾 宏 水野 直樹
10	10月16日 (水)	講義	13:30～15:00	女性はなぜ貧困になるのか？	谷口真由美
		講義	15:15～16:45	生涯学習と人権の観点 —ユネスコの動向を中心に—	赤尾 勝己

11	11月1日 (金)	講義	13:30～15:00	貧困者の人権	湯浅 誠
		講義	15:15～16:45	世界人権宣言 65周年 —国連のジェンダー平等への取り組みと日本—	山下 泰子
12	11月8日 (金)	講義	13:30～15:00	女性差別と救済 —日本の古代中世仏教史から—	平 雅行
		講義	15:15～16:45	東日本大震災と人権	上田 正昭
		修了式	16:45～17:00	研究センター理事長 上田 正昭	

※第4回まで終了。

開催日程 6月18日(火)～11月8日(金) 全12回
時 間 午後1時30分～(※受付:午後1時～)
会 場 ハートピア京都(中京区烏丸丸太町下ル)
 ※フィールドワークを除く
受講料 1回2,000円(年間20,000円)



京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車
 ⑤番出口(地下鉄連絡通路にて連結)
 京都市バス、京都バス、JRバス
 「烏丸丸太町」バス停下車

お問い合わせ
 (公財)世界人権問題研究センター
 (TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750)

京都の魅力再発見

京都のまちには数多くの名所・旧跡があります。そこでは寺社や町衆の文化とともに、差別を受けながらも京都の歴史・文化の創造と発展に寄与した人びとの生活史が息づいてきました。また、朝鮮半島や中国などから渡来した人びとも京都の文化をかたちづくる上で大きな役割を果たしました。

本講座では、そうした京都の〈人権ゆかりの地〉をとりあげ、そこでおりなされてきた人間模様を通じて、京都における人権の歴史を多面的に学んでいきたいと思えます。

回	月日	講師	テーマ・内容
4	9月7日 (土)	中野 洋平 研究センター研究員 国際日本文化研究 センター機関研究員	<p>京都における民間宗教者の活動と場 — 『人倫訓蒙図彙』を読む —</p> <p>元禄3年に刊行された『人倫訓蒙図彙』は、当時の各社会階層における身分と職分を絵入りで解説した、いわば職業図鑑である。そのなかには、芸能や宗教行為を生業とする民間宗教者も多く描かれている。そこから「大原巫女」など京都と関係の深い者たちを取り上げ、彼らの活動や拠点とした場所について考えてみたい。</p>
5	9月28日 (土)	仲尾 宏 研究センター第3部長 京都造形芸術大学客員教授	<p>建仁寺と朝鮮通信使</p> <p>京都五山のひとつ建仁寺は、中世から朝鮮通信使ともつながりの深い寺院である。現在のいくつかの寺宝、仕器が残され中・近世の日朝関係の厚みを知ることが、両国のえにしの確認を通じてうかがいあがる。</p>
6	11月2日 (土)	西山 剛 研究センター研究員 京都文化博物館学芸員	<p>輿を担ぐ人々 — 力者・駕輿丁・八瀬童子 —</p> <p>前近代社会において、輿に乗って移動する行為は、単なる移動方法ではなかった。どのような輿に乗り、どのような人々によって担がれるか、これらの要素の組み合わせによって多様に輿に乗る人物の権威が誇示され、一つのパフォーマンスの意味が濃厚に存在していた。本講座では、この輿の移動と密接不可分に結びついている輿を担ぐ人々に注目する。彼らはどのような輿を担ぎ、それによってどのような利益を得ていたのか。多様な職能、身分が混在する前近代社会を「輿を担ぐ」ということをキーワードに切り取ってみたい。</p>

7	12月7日 (土)	田中 隆一 研究センター専任研究員	<p>京都の旧満洲（中国東北）ゆかりの地をたずねて</p> <p>近代日本は中国東北地方（満洲）と深いかかわりをもっていた。京都から満洲への開拓団や、満洲からの中国人留学生など、いくつかのテーマを取り上げ、京都と満洲との歴史的なつながりについて考える。</p>
8	1月25日 (土)	上田 正昭 研究センター理事長 京都大学名誉教授	<p>高瀬川開削 400年 — 角倉了以と素庵に学ぶ —</p> <p>朱印船貿易で活躍した角倉了以とその子素庵は、物資流通のために数多くの河川を開削した。京都では慶長11年に保津川、慶長19年に高瀬川を開削して、京都の経済的発展に大きく寄与した。「利を共にする」交易をめざした思想と行動には学ぶところが多い。</p>

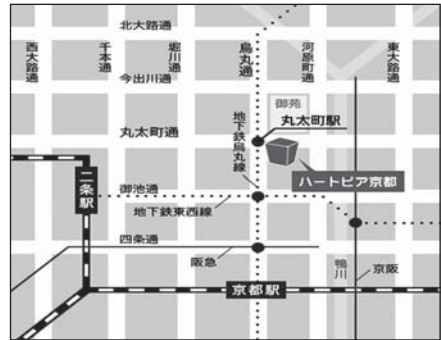
※第3回まで終了。

- 回数 全8回
- 曜日 土曜日
- 時間 午後2時～3時30分
(受付は、午後1時30分～)
- 場所 ハートピア京都
(中京区烏丸丸太町下ル)
- 定員 50人 (第8回のみ100人)
- 受講料 1,000円 (1回)
- * 賛助会員は無料
- * 予約不要、当日受付

京都市営地下鉄丸丸線「丸太町」駅下車
 ⑤番出口 (地下鉄連絡通路にて連結)
 京都市バス、京都バス、JRバス
 「烏丸丸太町」バス停下車

お問い合わせ
 (公財) 世界人権問題研究センター
 (TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750)

会場が変わりました



〈海外の人権紀行〉

中華民国(台湾)台北市 婦幼警察隊

中華民国(台湾)の台北市にある政府警察局に、「婦幼警察隊」という女性と子ども専門の警察がある。台湾は、日本の植民地時代があったこともあり、警察にかける電話番号は日本と同じ「110番」だ。それに加え、女性と子どもに何かあった場合には、女性隊員(警察官)のみが電話で応対してくれる「113番」という番号があり、これが「婦幼警察隊」につながるのだ。この番号とその内容を市民に周知するために、台北市での広報等はもちろんのこと、性犯罪やドメスティック・バイオレンス、児童虐待のことなどを婦幼警察の隊員たちが小中学校などに赴き、広報・啓発活動を行っている。台北市では、「113番」は「110番」同様、ほぼ誰でも知っている番号だそう。また、広報・啓発用のリーフレットは、3か月に1度新しいものへとアップデートされる。

婦幼警察隊の前進は、1951年に設立された「女子警察隊」というもので、現在と同様に女性と子どもの保護を行っていた。女性と子どものための警察が必

要な理由は、性犯罪防止法、ドメスティック・バイオレンス防止法、児童虐待防止法などに対応するためであり、またこれらの問題は特別な配慮を必要とするからである。

「113番」に通報があると、婦幼警察隊は2時間以内に政府警察局に報告をあげなければならぬので、緊急性があれば出動し、女性や子どもを保護し、実際の事件の捜査にも関わることもある。取り調べも行うが、可視化が当然となっており被害者は取調室から見えないガラスを通して被疑者を確認する。

また、他の部署や民間団体との協力体制も整備されている。婦幼警察隊の建物のなかには、それらの協力団体へ行く前に女性や子どもの一時保護ができるスペースがある。そこには、女性や子どもが警察という場でおびえないように、隊員の手作りのアートなどをほどこして工夫されている。

台北市にならない、最近では他の市でも「婦幼警察隊」が設立されているとのことである。それだけ、社会でのニーズがあるということのあらわれだと、婦幼警察隊長の邱子珍さんが教えてくださった。

(谷口 真由美)

▶ 婦幼警察隊の女性隊員たち



▲ 婦幼警察入口の看板



▲ 女性隊員たちが「113番」
をうける個別ブース



▲ 被害者側から取調室を眺める様子



▲ 隊員たちによるアート



▲ 女性と子どもの一時的保護施設

世界人権問題研究センター発行の刊行物の紹介



◎定価 1,000円～
1,575円(税込)

『人権問題研究叢書』

当研究センターが取り組む調査・研究のさらなる活性化とその成果を広く国内外に発信し、人権文化の発展に寄与することを目的に創刊しました。当研究センター研究員が調査・研究活動を通じ、人権問題を科学的に考察し論著したものです。



◎定価
8,610円(税込)

創立10周年記念出版

『散所・声聞師・舞々の研究』

当研究センターでは、1996年から9年間にわたって共同研究として「散所に関する総合的研究」に取り組んできましたが、その成果をまとめました。



◎定価
1,890円(税込)

『人権歴史年表』

人権を主題として構成された年表は、ほとんど前例がないなかで人権問題を探求し、新たな人権文化の創造をめざす人々の学習の手引となるように編集しました。



◎定価
1,890円(税込)

『京都人権歴史紀行』

京都に残る人権に関わる場所、事柄、そこで生きた人々の後を訪ね、歴史を振り返るなかで、基本的人権や自由、平等、平和の大切さと、それを実現するためにどれほどたくさんの人々の努力が積み重ねられてきたかを学んでいただけます。



季刊「グローブ」(研究センター通信)

年4回発行

当研究センターの研究活動やその他事業についての報告や予定、研究課題、研究員の紹介、外部からの声などを掲載しています。



◎定価 各号
2,500円(税込)

『研究紀要』の刊行(年1回発行)

当センターでは、「国際的人権保障体制の研究」「平和問題の研究」「定住外国人の人権問題の研究」「女性の人権問題の研究」「人権教育の理論と方法の研究」の5部門で研究を行っており、毎年、当研究センター研究員の個人研究の成果を公表しています。

「賛助会員」募集中

- ◎年会費 個人会員 1万円(学生は5千円) 法人会員 5万円
- ◎特典 ・『グローブ』(季刊：年4回発行)『年報』の無償送付。
・『研究紀要』『人権問題研究叢書』の無償送付。
・「講座・人権ゆかりの地をたずねて」の無料受講。
・人権図書室所蔵の図書貸出サービス。
・当センター主催の講演会等への優先案内。

◎お問い合わせ、お申込みは下記へ。



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.mmjp.or.jp/jinken/> [E-MAIL] jinken@kyoto.email.ne.jp